

平成22年度共同募金配分金（平成23年度配分）のご案内

赤い羽根共同募金会では、下記に基づき次年度事業分の助成金の申請を受け付けします。

平成22年度共同募金に基づく平成23年度の配分は、社会福祉法人山形県共同募金会「配分要綱」によるほか、次の配分方針及び基準により行います。

なお、従来配分対象としてきた介護保険制度に関わる事業（特別養護老人ホーム、老人デイサービス等々）は、配分の対象外となります。

助成金の対象団体及び事業

1. 保育所の新築及び改築

定員50人以上は70万円。50人未満は1人当たり1.4万円の基準とする。但し、増築は除く。また、移転改築等全面改築に限る。

2. 身体・知的障がい者及び児童デイサービスの新築

定額70万円。但し、社会福祉法人に限る。

3. 障がい者小規模作業所支援事業

知的、身体、精神障がい者の小規模作業所を対象とする。

1作業所当たり、利用者5人以上には10万円、利用者16人以上15万円を機器等備品の整備事業に配分する。

配分申請は、必要性・緊急性の高い物品に限る。

作業に係る材料費・消耗品等は配分対象としない。

施設への配分であり、個人の所有物である場合は配分対象としない。

共同募金受配事業であることを明示しなければならない。

4. 民間立学童保育所支援事業

1学童保育所当たり、入所児童数10人以上には10万円、入所児童数36人以上15万円を機器、遊具等備品の整備事業に配分する。

配分申請は、必要性・緊急性の高い物品に限る。

配分対象を入所児童10人以上12ヶ所、入所児童36人以上40ヶ所とする。

原則として、同一民間立学童保育所には配分後2か年間は配分を行わない。

共同募金受配事業であることを明示しなければならない。

5. 福祉車両整備事業

社会福祉法人・更生保護法人が経営する施設・団体（市町村社協は除く）及び社会福祉事業を活動目的とするNPO法人の車両整備事業に対する配分は、総事業費の4分の3の額とし、150万円を限度とする。但し、配分対象は車両本体価格、受配表示費用及びそれに係る消費税とし、その他の税金、諸経費、付属品は対象外とし、総事業費に含まないものとする。

1法人1台とし、合計5台を配分する。原則として、同一施設及び団体には配分後3か年は配分を行わない。また、有償移送サービス事業は配分対象としない。な

お、当該施設及び団体の財政状況を勘案のうえ配分する。

車両の受配表示は、車両の両側面に赤い羽根のマーク、法人名、施設名及び団体名と天地6cm以上の文字を使用して記入しなければならない。また、後部に「配分山形県共同募金会」と表示すること。但し、赤い羽根のマークは赤色として、車両の両側面は10cmで表示する。

事業の実施にあたっては、共同募金受配事業であることを明示するほか、広報紙等により広く周知しなければならない。

6. 地域在宅・特別在宅事業

地域在宅福祉事業

先駆的な且つ多様な民間の社会福祉活動及び活動の立ち上がりの時期を含む支援のための、地域福祉・在宅福祉事業を配分対象とする。

配分の額は、総事業費の4分の3の額とし、30万円を上限とする。

この事業の取扱いは、別に定める「地域福祉・在宅福祉事業配分取扱要領」により実施する。

赤い羽根「福祉の心」推進事業

法人保育所において行う保育活動の中で地域福祉・在宅福祉等、「福祉の心」を育てることに関する事業を配分対象とする。

配分の額は、総事業費の4分の3の額とし、6万円を上限とする。

この事業の取扱いは、別に定める「地域福祉・在宅福祉事業配分取扱要領」及び「赤い羽根『福祉の心』推進事業実施要項」により実施する。

申請方法

下記のお問合せ先までお問合せください。申請書を送付させていただきます。

【お問合せは】

しゃきょうブログ！

<http://blog.goo.ne.jp/yamagatashishakyo>

ふれあいやまがた 福祉文化のまちづくり

〒990-0832 山形市城西町2-2-22

社会福祉法人 山形市社会福祉協議会

担当 総務係 佐藤・尾上

TEL 023-645-9230 FAX 023-645-8015

URL:<http://www.yamagatashishakyo.or.jp/>
